

パートナーズ 会報誌

Partner's Public Relations Magazine

電子帳簿保存法に対応した
システム導入を検討する際のポイント

令和6年度税制大綱

定額減税のポイント

良い習慣が良質な睡眠につながる

睡眠改善のススメ

相続・贈与課税

マンションの相続税評価の改正

税務コラム

売却が難しい土地とは？

税務トピック

相続税の課税割合、1割目前



パートナーズ会報誌が Web でも閲覧できるようになりました。
左の QR コードを読み取ってアクセスしてください。

vol. **39**
2024.5

新緑が眩しい季節になりました

新緑が眩しく心地の良い季節になりました。

皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今年も早いもので5月になりました。上半期もあと1ヵ月となりました5月、思い返せば、今年元日より能登半島地震が起こり、不穏な年明けとなりました。この度の災害による被害の報に接し、心よりお見舞い申し上げます。1月より弊社では、所得税確定申告の業務にあたりまして、お客様への資料収集から申告までをさせて頂きました。大変多くのお客様にお世話になりました。引き続き、来年度もご支援賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、今年税制改正による様々な制度の開始や変更などがあります。法人、個人事業主の方へ2024年1月1日より「電子帳簿保存法」が義務化されます。これにより、取引先とメールなどを利用し、請求書や見積書をデータでやり取りした場合はそのデータを電子保存する必要があります。電子帳簿保存法には、いくつかのルールがあります。本誌で簡単に触れておりますので、ご覧頂ければ幸いです。

さらに、令和6年6月以降の所得税及び復興特別所得税、個人住民税について「定額減税」が施行されます。昨今の物価上昇を上回る賃金上昇の実現に伴い、目に見える形で可処分所得を伸ばすため、所得税と個人住民税の減税が実施されます。こちらも本誌で簡単に触れておりますが、詳細については追って、本会報誌にて随時ご案内ができればと考えております。

このように、社会環境、生活環境の変化が早いご時世、お客様への情報提供を迅速かつ正確にお伝えできるよう、パートナーズ全体としてご支援ができるよう精進して参りますので、引き続きよろしくお願い致します。最後になりますが、現在、税理士法人パートナーズは9拠点での運営をしております。中四国・沖縄のお客様へ、今以上のサービスのご提供ができるよう、より一層、日々の業務に邁進していく所存です。現在の社会情勢で、気になることが多くありますが、皆様におかれましては、平穏な日々を送られますよう、また、お悩みやご相談に、頼りになるパートナーとなれるよう、頑張ってお参りますので、今後とも何卒、宜しくお願ひ致します。



税理士法人パートナーズ 社員一同



【岡山事務所】

代表社員 税理士

川本 洋



【広島事務所】

代表社員 税理士
公認会計士

中谷 有希



【福山事務所】

代表社員 税理士

津田 真一



【山陰事務所】

代表社員 税理士

川原 康寛



【高松事務所】

代表社員 税理士

長山 泰久



【松山事務所】

代表社員 税理士

柳井 崇延



【徳島事務所】

代表社員 税理士

近藤 秀典



【高知事務所】

代表社員 税理士

明神 美来



【沖縄事務所】

代表社員 税理士
公認会計士

登川 賢二

パートナーズ会報誌を今回より一冊の発行とさせていただきます

2012年4月から資産家の方向け、2012年12月には法人向けの会報誌を発行し、2種類の会報誌を発行しておりました。しかし、昨今の環境資源に対する意識の変化やSDGsの観点より、1種類にまとめることにしました。ページ数をそのままに、資産家の方と法人の方への情報を一冊にまとめて、お送りさせていただきます。より内容の濃い物に作成し、お客様への情報提供を継続させていただきますので、ご了承頂きますようよろしくお願い致します。

電子帳簿保存法に対応したシステム導入を検討する際のポイント



2024年1月1日から適用される電子帳簿保存法の改正に対応するため、システム導入を検討する企業が増加しています。そこで、電子帳簿保存法に対応したシステム導入のポイントについて解説します。

電子帳簿保存法における3つの制度

電子帳簿保存法は、「電子帳簿等保存」「スキャナ保存」「電子取引データ保存」の3つの制度に分類されます。制度ごとに対象となる帳簿・書類が異なるうえ、税制改正によって2024年1月1日以降は、各制度の内容や要件にも変更が加わります。3つの制度を混同しないよう、まずはそれぞれの概要について確認しましょう。

電子帳簿等保存【任意】

電子帳簿等保存は、希望者のみが導入可能な任意の制度です。電子帳簿等保存では、パソコンなどによってデータ上で作成した帳簿・書類を、プリントアウトすることなく、そのままデータで保存することが可能です。

具体的には、会計ソフトで作成した決算書や仕訳帳、総勘定元帳などに加え、パソコンで作成した自社発行の請求書や領収書などが対象となります。

スキャナ保存【任意】

スキャナ保存とは、紙で作成・受領した請求書や領収書をスマートフォンやスキャナで読み取り、データ保存する制度のことです。

具体的には、契約書や請求書、領収書、見積書などの書類が対象となり、紙媒体の原本については、データ化したあとに廃棄することが可能です。電子帳簿等保存と同様に、スキャナ保存についても、希望者のみが導入可能な任意の制度です。

したがって、データ保存を希望しない場合には、紙で作成・受領した請求書などをそのまま書面で保存しても問題ありません。

電子取引データ保存【義務】

電子取引データとは、書面ではなく、データ上でやりとりを行なう取引情報をいいます。具体的には、メールやクラウドサービスを通じて受け取った請求書や領収書、インターネット上でダウンロードしたクレジットカードの利用明細などが挙げられます。

なお、任意制度の「電子帳簿等保存」や「スキャナ保存」とは異なり「電子取引データ保存」についてはデータ保存が義務付けられています。「宥恕措置」により、2023年12月31日まではプリントアウトした書面で保存する方法が認められていましたが、2024年1月1日からは宥恕措置が廃止され、データでの保存が強制されるため注意が必要です。

電子帳簿保存法に対応したシステム導入のメリット・デメリット

経理業務について、紙ベースによる業務体制から脱却し、データ保存に移行する場合には、電子帳簿保存法の要件を満たす必要があるため、専用のシステムを導入するケースが一般的です。電子帳簿保存法に対応したシステムの導入を検討する際には、次に挙げるメリット・デメリットを正しく理解し、導入すべきかどうかを判断しましょう。

システム導入のメリット

保管スペースや印刷コストの削減

事業規模や取引数に比例して、帳簿や証憑書類の枚数も増える傾向にあります。これらの書類は一定期間にわたって保管する必要があるため、紙媒体の場合は十分な保管スペースを確保しなければなりません。

システムを導入し、データ保存に移行した場合には、物理的な保管スペースが不要となることに加え、用紙代などの印刷コストの節約にもつながります。

業務効率化やリモートワークの実現

データ保存に移行することで、ファイリング作業などの負担軽減だけでなく、検索性に優れていることから、資料を探す時間が短縮されるなど、業務の効率化にも役立ちます。

また、業務に必要な資料をシステム上で共有できるため、自宅等でのリモートワークを行う場合でも、スムーズに業務を進めることが可能です。

リスク軽減や不正防止

紙媒体からデータ保存に移行することで、書類の紛失リスクや、改ざんなどによる不正防止にも役立ちます。

後述しますが、データ保存を行う場合、電子帳簿保存法では、タイムスタンプ機能や、訂正・削除の履歴を残す等の機能が求められています。

そのため、電子帳簿保存法に対応したシステムを導入することで、社内リスクマネジメントが促進され、内部統制の強化につながるでしょう。

システム導入のデメリット

導入コストの負担増

新たに社内システムを導入する場合には、システムの購入費や設定費用など、初期投資としてまとまったコストが発生するのが一般的です。クラウドサービスなどを導入する場合、初期費用だけでなく、ランニングコストとして毎月の利用料が発生する場合があります。システムごとに料金体系も異なるため、自社の予算感や資金繰りに適したものを導入しましょう。

教育にかかるコストや費用

電子帳簿保存対応に限らず、新たにシステムを導入する際には、抵抗感を示す社員も少なくありません。

また、社員間では予備知識やノウハウなどにも個人差があることから、社内教育などが不十分な場合には、新システムへの適応力が思うように発揮されないケースもあります。

システム障害やセキュリティ面のリスク

書面に比べて紛失リスクを軽減できる一方で、データ保存の場合には、システム障害やデータの破損リスクがあります。

また、サイバー攻撃によるリスクもあるため、データのバックアップや分散管理などのセキュリティ対策が必要不可欠です。

令和6年度税制大綱

定額減税のポイント

令和6年度税制改正において、定額減税が実施されることになりました。では、定額減税とは、どのような減税方法なのでしょうか。

また、今回の定額減税では、いくらくらい減税されるのでしょうか。ポイントと所得税の減税額の計算例を踏まえて説明していきます。

定額減税とは？いくら減税される？

定額減税とは、納税者本人の税額から一律に一定額を差し引く減税方法です。令和6年度税制改正で措置された減税額は下の表の金額の合計額です。なお、今回の定額減税は、**令和6年分の所得税（個人住民税は令和6年度分）**に限って実施されます。

減税を受けられるのは、**令和6年分（個人住民税は令和5年分）の合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合、給与収入2,000万円以下）**の納税者本人に限られます。

減額表

	所得税	個人住民税（所得割）
納税者本人（居住者に限ります）	3万円	1万円
同一生計配偶者（居住者に限ります）	3万円	1万円
扶養親族（居住者に限ります）	1人につき3万円	1人につき1万円

ポイント

- ① 減税額は
(所得税3万円 + 個人住民税1万円) × (納税者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族の人数)
- ② 合計所得金額1,805万円以下の納税者本人が減税を受けられる

所得税の減税額の計算例

①、②ともに、同一生計配偶者あり、扶養親族2名

① Aさん：令和6年分の合計所得金額500万円、所得税額20万円

$$\text{減税額} = 12\text{万円} \dots (3\text{万円} \times 4\text{名} = 12\text{万円} \leq 20\text{万円})$$



減税額の計算対象…納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族2名

② Bさん：令和6年分の合計所得金額400万円、所得税額10万円

$$\text{減税額} = 10\text{万円} \dots (3\text{万円} \times 4\text{名} = 12\text{万円} > 10\text{万円})$$



減税額の計算対象…納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族2名

マンションの相続税評価の改正

～令和6年1月以降の贈与・相続等に適用～

令和6年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）の価額は、新たに定められた個別通達により評価することとなりました。これは、令和5年度税制改正の大綱において「相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する」と明記されたことを踏まえての取扱いです。

算式

次の算式によって求めた「評価水準」が60%より下回る場合には「評価乖離率 × 0.6」、「評価水準」が100%を上回る場合には「評価乖離率」を、従来の区分所有権や敷地利用権の価額に掛けて補正します。補正する割合を「区分所有補正率」と言います。

① 評価乖離率

$$\text{評価乖離率} = A + B + C + D + 3.220$$

A…一棟の区分所有建物の築年数 × Δ0.033

B…一棟の区分所有建物の総階数指数 × 0.239（小数点以下第4位切捨て）

C…一室の区分所有権等に係る専有部分の所在階 × 0.018

D…一室の区分所有権等に係る敷地持分狭小度 × Δ1.195（小数点以下第4位切上げ）

② 評価水準

$$\text{評価水準}（\text{評価乖離率の逆数}） = 1 \div \text{評価乖離率}$$

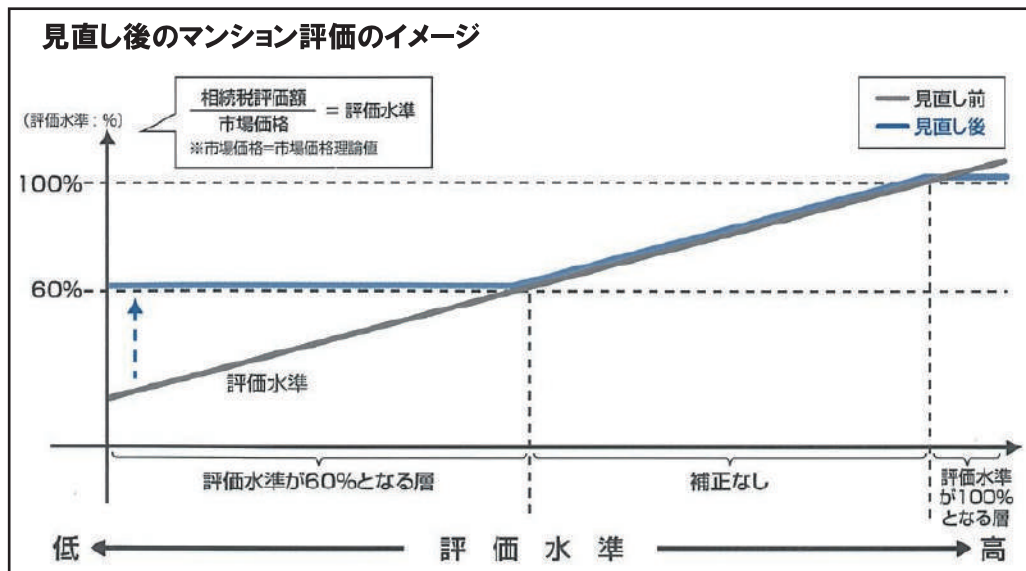
なお、区分所有補正率は、「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細省」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hyoka/annai/1470-17.htm>) により簡易に計算することができます。

個別通達の適用除外

マンションであっても、次の場合には個別通達による補正をする必要はありません。

- 構造上、主として居住の用途に供することができるもの以外のもの（事業用のテナント物件など）
- 区分建物の登記がされていないもの（一棟所有の賃貸マンションなど）
- 地階（登記簿上「地下」と記載されているもの）を除く総階数が2以下のもの（総階数2以下の低層の集合住宅など）
- 一棟の区分所有建物に存する居住の用に供する専有部分一室の数が3以下で、その全てを区分所有者又はその親族の居住の用に供するもの（いわゆる二世帯住宅など）
- たな卸商品等に該当するもの



売却が難しい土地とは？

売却が難しい土地とはどんな土地？

売却が難しい土地とは、歪な形状の土地や建物を建築することができない土地、建物を建築するための土地の整形等に高額のコストがかかる可能性がある土地など、一般的にそのままでは活用しづらい土地のことを指します。

売却が難しい土地の具体例

例1 不整形地

正方形や長方形といった四角形（整形地）ではない土地です。L字型や三角形など、建築できる建物の規模・形状が限られる土地は、同じ面積の整形地よりも活用が難しくなります。

また建物の敷地は、道路と2m以上接していなければなりません。古い既成市街地など道路との接地幅が2mに満たない土地では、建物の再建築ができません。

例2 がけ地や急傾斜地

建物を建築することが不可能なほどの急傾斜地や、擁壁工事が必要な土地の場合、安全性の高い土地にするために造成費用がかかります。また急傾斜地の場合、法令により土砂災害警戒区域等に指定されていることもあります。

例3 前面道路の幅員が狭い土地

建築基準法により、建物の敷地は幅員4m以上の道路に接していることが求められます。これを満たしていない土地に建物を建築するには、道路の中心線から敷地を2m以上後退（セットバック）させなければならず、活用できる敷地面積が減少します。また、車の出入りが難しいというデメリットもあります。

例4 極端に面積が広い（もしくは狭い）土地

あまりにも面積が広い（もしくは狭い）土地になると、利用用途がなかったり限定されたりなど、買い手が見つかりにくくなります。

例5 市街化調整区域内 市街化調整区域内の土地

都市計画法により市街化調整区域に指定されている区域は、市街化を抑制すべき区域とされており、建物の建築が制限されています。建物を建築できない土地では用途が限定されるため、買い手が見つかりにくいでしょう。ただし例外的に建物が建築できる場合もありますので、必ず専門家にご確認ください。

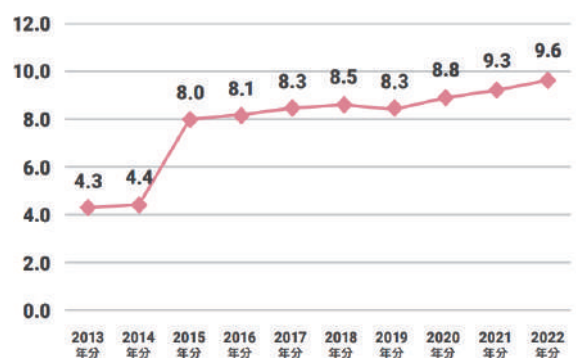
税務トピック

相続税の課税割合が1割目前

2013年度税制改正による相続税の基礎控除額引き下げを受け、2015年分の相続税課税割合は、それまでの4%台から一気に8%台に上昇しました。ここ3年はさらなる増加傾向にあり、2022年分は9.6%と、10%に迫る勢いです。

相続税を納めた相続人の数も同様に増加傾向にあります。2018年分、2019年分は25万人台でしたが、2021年分は29万人台、2022年分は32万人台と一気に増加しています。被相続人の数も増加傾向にあることから、相続に関わる人は今後も増えるものと思われる。

相続税の課税割合の推移 (%)



国稅庁「令和4年分 相続税の申告事績の概要」より作成

良い習慣が良質な睡眠につながる

睡眠改善のススメ

「健康経営」という考え方が近年関心を集めています。近年のSDGs達成や国内の深刻な少子高齢化による人手不足などを背景に、「健康経営」を目指すことが企業の持続可能な経営の達成に必須とみる考え方が強くなっています。それを実現する上で重要なものの一つが睡眠です。では、良質な睡眠を取るために、私たちはどのように環境を整え、入眠する必要があるのでしょうか。



研究の末に睡眠と健康の因果関係が明らかに

睡眠は日常のコンディションはもちろん、心身の健康にも影響を及ぼします。事実、睡眠不足になると前頭葉機能が低下し、集中力や記憶・学習能力、推理・計画・ひらめきの能力が低下したり、イライラしやすくなってしまふという研究結果が出ています。「睡眠改善学」の研究で、日本一の長寿県である沖縄に住む人たちの多くが15時までに30分以内の短い昼寝をし、夕方に散歩をするといった習慣をお持ちで、それが結果として極めて良好な睡眠につながっていることが分かりました。

昼寝の導入で良質な睡眠時間を確保

現代において良質な睡眠を取り続けるのはそう簡単なことではありません。特に2000年代以降はPCやスマートフォンのブルーライトを浴び過ぎて、良質な睡眠が取れなくなってきていると指摘されています。そのカギになるのがメラトニンという睡眠ホルモンです。メラトニンは起床後に光が目に入ってから14~16時間後に分泌され、心身をリラックスモードにする作用を持っているのですが、入眠前にブルーライトを浴びすぎると、メラトニンの分泌が抑制され、入眠しづらくなってしまいます。現代のライフスタイルを加味した上で、できるだけブルーライトを避け、良質な睡眠を取ることに重きを置くべきと考えています。

また、昼寝は良質な睡眠を取る上で効果的な手法の一つです。もともと、昼寝の適正時間には個人差がありますが、その時の健康状態にも影響されますが、おおよそ30分以内の昼寝はその後の能力を高める上でも効果的とされており、若い人であれば15分程度の昼寝でもかなりの効果が期待できます。

昼寝にこうしたプラスの作用がある一方で、朝寝坊は良質な睡眠の妨げになるので注意が必要です。「休日くらいは昼まで寝たい」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、「寝だめ」には何の意味もありません。休日に多めに睡眠を取るにしても、「通常の起床時間の2時間後までには起きる」といったルールを自分なりに設けておくともよいかもしれません。

自分にマッチしたリラックス環境を整える

良質な睡眠を取るには、入眠時にリラックスすることも重要です。入眠時に考え事や悩み事をしてしていると、なかなか寝つけないことがあると思いますが、それは脳が興奮状態に陥っているからです。リラックスできる環境というのは人によって異なるので、いろいろな方法を試してみるとよいでしょう。

睡眠時間にも人それぞれの適正時間が存在します。自分に合った睡眠時間は、翌日の体調や頭の冴え具合で判断します。最近ではスマートウォッチをはじめ、睡眠時間や睡眠状態を記録するツールがいろいろと出ているので、それらを上手く活用してみてください。

パートナーズ会員

ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。

また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

会報誌を発行し税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446

広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885

福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目31番8-1 TEL 084-999-0550

山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169

高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111

松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441

徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554

高知事務所 〒780-0061 高知県高知市栄田町三丁目6番3号Four*seasons 2A TEL 088-856-7360

沖縄事務所 〒904-2153 沖縄県沖縄市美里3-10-17-2F TEL 090-5084-9122